

障千連対県統一要求項目と県からの回答

2016年12月

障千連は千葉県に対し、障害者の生活や医療・就労・まちづくり・教育など59項目の要求を9月28日に提出し12月末に回答がありました。

つきましては、下記日時で県の各部局と交渉することになりましたので、多くの参加をお願い申し上げます。

県との交渉の日程

2017年

1月23日(月) 午前10時～12時 障害福祉課

(総合支援法・医療費助成・小規模作業所・施設・放課後支援など)

1月23日(月) 午後2時～3時 健康福祉指導課・医療整備課・産業人材課等

(違法マッサージ・就労・障害者トイレやスロープ整備など)

1月23日(月) 午後3時～4時 交通計画課・道路環境課等

(まちづくり・鉄道・モノレール・バス・道路など)

1月23日(月) 午後4時～5時 教育庁関係等

(障害児教育・過密校解消など)

**会場は、いずれも県庁の議会棟1階第1会議室
参加者は9時45分、県議会1階ロビーに集合**

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 一 障害者権利条約・総合支援法・介護保険法等について 2ページ | |
| 二. 医療について 6ページ | 三 マッサージなどの問題について 6ページ |
| 四. 街づくり・移動の保障 8ページ | 五. 生活保護について 11ページ |
| 六. 施設・生活に関する要求 12ページ | 七. 障害者の職域拡大 15ページ |
| 八. 障害児教育について 16ページ | 九. 放課後活動の保障 19ページ |

障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会
代表 天海 正克

千葉市花見川区幕張町5-417-222-109
TEL・FAX 043-308-6621

一. 障害者権利条約・総合支援法・介護保険法等について

1. 国連障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行に伴い、千葉県障害者政策全般を見直してください。また見直しを推進するための審議会を設け、障害当事者、家族などをメンバーに加えてください。

障害福祉課 計画推進班 (回答要旨)

障害者基本法に基づき設置している千葉県障害者施策推進協議会において、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査・審議し、施策の実施状況の評価を行っている。委員は障害当事者や家族会など障害者支援団体の関係者等で構成している。

2. 障害者権利条約を行政にかかわる職員に理解してもらい、具体的な施策に生かしてください。

障害福祉課 障害者権利擁護推進室 (回答要旨)

障害者権利条約の周知については、同条約の締結後に庁内の国際課から全庁に対し、周知がされたところでは、

また、障害者権利条約締結にあたってなされた関係法令の整備においては、今年4月に施行された障害者差別解消法の周知に取り組んでいるところであり、新人職員及び所属長等管理監督者職員を対象とした研修を実施しました。

今後も、障害者差別解消法の研修を実施していくことで障害者に対する差別の解消に取り組んでいきます。

3. 障害者権利条約を具体化するためにも、障害のある人の実態把握のための調査の実施が不可欠です。国に対して、全国的な調査の実施を求めると同時に、千葉県独自に実態把握を実施してください。

障害福祉課 計画推進班・障害者権利擁護推進室 (回答要旨)

国における関係法令の施行状況や本県の施策の状況を踏まえて判断してまいりたい。

なお、障害者権利条約を批准するために行われた国内法の整備において制定された障害者虐待防止法や障害者差別解消法の適切な運用や広報・啓発を通して障害者権利条約の具体化を図りたい。

また、厚労省主催で在宅障害者児等の生活実態とニーズを把握することを目的とした「平成28年生活のしづらさに関する調査(全国調査)」が実施され、施策の推進に向けた検討の基礎資料として活用されます。

4. 障害者総合支援法を「骨格提言」に沿って見直すよう、国に対して要望してください。

障害福祉課 計画推進班 (回答要旨)

骨格提言は、平成23年に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会においてとり

まとめられ、障害のない市民との平等と公平など、6つの目標を「障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法(仮称)」に求めたものですが、この提言を踏まえて、平成25年4月に「障害者自立支援法」が改正され「障害者総合支援法」となりました。

また、本法の施行後3年を目途とした見直しについて検討がなされ、平成28年5月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されたところです。

5. 報酬単価の日割りから月割りへの変更を国に働きかけてください。利用者の欠席に対する補償（欠席時対応加算）の制限を超えた分について、県で補助してください。

障害福祉課 施設指導班（回答要旨）

障害者福祉サービス事業所への報酬支払方式については、平成18年度に「月払い方式」から「日払い方式（利用実績払い）」に変更されたところです。

日払い方式については、事業者の立場から人材確保や安定したサービス提供の困難さを指摘する意見がある一方、利用者の立場からは希望に応じて事業所を複数選択できるという点を評価する意見があり、これまでも国において報酬制度について議論されてきているところです。

なお、欠席に対する補償について、国ですすでに対応していること、県単での対応は考えておりません。

6. 障害児者の「暮らしの場」としてグループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充するとともに、それぞれの機能と役割を明確にし。利用者が選択できるようにしてください。

障害福祉課 施設指導班・療育支援班（回答要旨）

県では、昨年度策定した第五次千葉県障害者計画に基づき、グループホーム等の整備を計画的に進めているところです。

障害者の地域生活を支えるため利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホーム等の拡充を図り、平成29年度には4,680人とするとしています。また、入所施設については、障害程度の重い人や、医療的ケアを必要とする利用者に対応するとともに、施設の有する人的資源や機能を地域生活の支援に活用することで、地域移行が可能となる環境づくりを推進します。

日中活動の場については、平成29年度までに11,155人分/月の生活介護、（A型）987人分/月・（B型）6,019人分/月の就労継続支援事業所、2,664人分/月の就労移行支援等の障害福祉サービスを見込んでおり、見込みに合う事業所を整備し、利用者のニーズや障害の程度に応じて、選択することができるよう努めてまいります。

7. 福祉・介護従事者の賃金を大幅に引き上げ、労働条件を改善するとともに、福祉施設職員の実態を調査してください。

高齢者福祉課（回答要旨）

国に対して、サービス提供事業者等の経営安定化や人材の安定的確保ができるよう必要な改善を要望しています。

8. 障害者の介護については、以下の事項を早急に具体化するよう国に要請してください。

（1）年齢による介護・福祉・医療サービスの利用格差をなくすために、障害児から高齢障害者までの切れ目のない総合的な福祉・医療制度を創設してください。

障害福祉課 地域生活支援班・療育支援班（回答要旨）

原則18歳未満は、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び入所支援サービスを利用でき、18歳以上は障害者総合支援法に基づくサービスを利用することとなっています。

また、障害のある人が65歳となった場合、障害福祉サービスに優先して介護保険制度のサービスが適用されますが、併せて、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービスが必要と認められる場合は、市町村の個別の判断により引き続き当該障害福祉サービスが受けられることとなっています。

障害者総合支援法施行3年後の見直しに係る検討を踏まえ、本年6月の法改正により、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する仕組みを設けることとされました。

施行期日は平成30年4月1日とされており、詳細については、今後、国から示されることとなるため、適切に対応してまいります。

- (2) 当面、障害者総合支援法の第7条（介護保険優先原則）を廃止し、介護保険・自立支援給付のどちらかを障害者本人が選択できるようにしてください。

障害福祉課 地域生活支援班（回答要旨）

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、原則として介護保険法の規定による保険給付が優先されることになっています。

この考え方は、自立支援給付はその財源が税金のみで賄われている一方で、介護保険においては、障害者であっても、加齢に伴い、介護が必要となる状況に備え、原則保険料を納めており、この保険料と税金を基に社会全体で要介護者を支える仕組みとなっていることから、介護保険が優先されると、国から聞いています。

なお、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービスが必要と認められる場合は、市町村の個別の判断により、高齢者になっても引き続き当該障害福祉サービスが受けられることとなっています。

具体的には、サービス内容や機能から介護保険サービスに相当するものがないと認められるもの、介護保険サービスのみでは支給量を確保できないもの、介護保険サービス事業所が身近にないなど障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認めるもの、介護保険の要介護認定が非該当と判定され、介護保険サービスを利用できない場合であって、なお障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認めるもの等は、障害福祉サービスによる支援の対象になりません。

障害者総合支援法施行3年後の見直しに係る検討を踏まえ、本年6月の法改正により、介護保険サービスの利用者負担を軽減する仕組みを設けることとされました。

施行期日は平成30年4月1日とされており、詳細については、今後、国から示されることとなるため、適切に対応してまいります。

- (3) 介護保険制度における保険料負担を大幅に軽減するとともに、利用料負担はなくしてください。当面、障害者総合支援法と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収はやめてください。

高齢者福祉課（回答要旨）介護保険制度の保険料については、高齢化に伴い介護保険の費用が増加し、介護保険料の上昇が避けられないことから、平成26年6月の介護保険法の改正により、平成27年4月から市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い方を対象として、保険料に公費が投入され、低所得者の負担の軽減強化が図られたところです。

なお、利用料については、所得に応じ低所得者に配慮した負担の上限が定められています。

(4) 「自立支援医療」の住民税非課税世帯の無料化を早急に実施してください。また、障害児者のサービス利用における親・子・きょうだい・配偶者からの利用料徴収をやめてください。

障害福祉課 障害保健福祉推進班・地域生活支援班 (回答要旨)

自立支援医療の利用者負担については、負担上限月額を設定しており、障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌した応能負担となっております。

生活保護世帯は負担0円、市町村民税非課税世帯の負担上限月額は2,500円又は5,000円となります。また、障害者総合支援法第29条第3項第2号で、「当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額」と応能負担としているところであり、施行令では、市町村民税非課税世帯等においては、負担額が0円となっています。

この結果、全国的に障害福祉サービス利用の9割以上の方が、負担額が0円となっています。

(5) 障害支援区分認定を見直し、それを基準とした利用制限を撤廃してください。

障害福祉課 施設指導班・地域生活支援班 (回答要旨)

平成26年4月に障害者総合支援法の一部が追加施行されたことにより、従来の障害程度区分に替わり、知的障害者、精神障害者の特性に応じた区分となるよう配慮された障害支援区分が創設されました。また、平成27年12月の「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」の報告書における今後の取組として、障害支援区分の2次判定の引上げ割合の地域差が見られるなどの指摘に対し、市町村ごとの審査判定実績等必要な情報を国が把握し、自治体に提供するなど、認定事務の適正な運用を図るべきとされたことから、県としても適切に対応してまいります。

9. 厚生労働省の昨年6月に成立した「医療・介護綜合法」によって都道府県が策定する事になり、2025年に向けての地域包括ケアシステム構築について、県はどのような対策、支援、指導をされているか教えてください。また取り組みの進捗状況を教えてください。

高齢者福祉課 (回答要旨) 地域包括ケアシステムの構築については、地域のコーディネーター役として期待される地域包括支援センターの職員に対する研修や、市町村職員等を対象にした勉強会の開催、新たな総合事業への円滑な移行を図るための市町村セミナーの実施、地域における生活支援サービスの担い手育成等を担う生活支援コーディネーターの養成などを行い、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築を支援しています。

10. 65歳になった障害当事者に対して、機械的かつ一方的に介護保険制度を適用することのないよう、厚生労働省の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」を市町村に徹底してください。

障害福祉課 地域生活支援班 (回答要旨)

介護保険制度の適用対象となった障害のある人に対する自立支援給付と介護保険制度の適用については、これまでも県内市町村に対しては、会議等を通じて適宜ご指摘の国通知の内容を説明のうえ適切に対応するよう求めてきたところです。

今後も、このたびの御指摘等を踏まえ、当該通知内容の周知及び適切な支給決定事務を求めてまいります。

二. 医療について

1. 重度障害者医療費助成制度の現物給付化にともなう、負担金徴収はやめてください。また、負担金の徴収をなぜ行なうのか、理由を明らかにしてください。

仮に負担金を徴収するとしても、多数回、複数医療機を通院せざるを得ない慢性疾患をかかえる障害者、長期の入院が必要な障害者などのため、負担金の上限を定めてください。

障害福祉課 障害保健福祉推進班 (回答要旨)

重度心身障害者医療費助成については、県、市町村及び制度利用者が応分の負担をしながら支えていくものと考えており、昨年8月から現物給付化により利便性の向上が図られることを踏まえ、一定の自己負担をいただくこととしていますが、市町村民税所得割非課税世帯の方については、無料としています。

また、更生医療等他の公費負担制度及び特定疾病療養費（通称：マル長）においては、一部負担金の上限を設けていますが、これらの公費負担制度を重度心身障害者（児）医療費助成制度と併用できます。この場合、重度障害者医療費助成でカバーされる分を含む自己負担金の合計が、他の公費負担制度の一部負担金の上限額に達した以降は、重度心身障害者（児）医療費助成の自己負担金は発生しない取扱いとしています。

2. 重度障害者医療費助成制度（現物給付）を近接都県で使えるようにしてください。

障害福祉課 障害保健福祉推進班 (回答要旨)

重度障害者医療費助成制度の現物給付化に当たっては、レセプト処理を行う審査支払機関や保険者等との協議の中で、県内の医療機関に限って受給券を取り扱うこととしています。県外医療機関での取扱いについては、今後、現物給付化の可否について、検討してまいります。

3. 重度障害者医療費助成制度で年齢により対象外とすることはやめてください。また精神障害者も対象としてください。

障害福祉課 障害保健福祉推進班 (回答要旨)

65歳以上で新規に重度障害者となった方の取扱いについては、市町村、関係団体とさまざまな協議を行い、また、他県の事例も踏まえ、国の後期高齢者医療制度との整合を図ったところです。

精神障害者を対象に含めることについては、精神障害者の受診状況や他県の実施状況、県内市町村の意向等を踏まえながら、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

三. マッサージなどの問題について

- 1 無免許対策

① 広告について

ここのところ有視覚者の営業に際し広告できる項目が若干緩和されましたが、依然として無資格者のちらしには疾患名を入れられるなど公平な競争になっているとはどうもいえません。そんななか私たちは誇大広告のちらしを県に提出させていただき、県もそのうちの3件を保健所に紹介していただきました。これに関してのその後の動きを教えてください。また同じ席で広告を監視するシステムを設けていただきたいという要望を出しましたが県のお考えをお聞かせください。

医療整備課 (回答要旨) 昨年度いただいた広告については、施術所の登録を所管している3保健所（千葉

市保健所、印旛保健所、君津保健所) に対して確認と指導を依頼しました。

他の国家資格者の広告についても法定事項以外(病名記載や施術コース等)の記載があるものについては、各保健所において指導を行っており、指導案件については厚生労働省に対し報告もしているところです。また、国家資格者以外の違法なチラシや誇大広告の監視について、消費者センター等と連携し、情報共有や指導等を行ってまいります。

② マッサージによる健康被害

国生活センターにはこの種の情報が増えており、さらに増加傾向にあるそうです。この原因を私たちは柔整師とあはき師以外の医業類似行為者を野放しにしていることも大きな要因であると考えますが、県は健康被害の増加をどう捕らえ、何か対策はお考えでしょうか。

医療整備課(回答要旨) 県では、無資格者の医業類似行為による健康被害が増加している実情を踏まえ、関係法令の整備について平成27年5月国に対し要望しました。

国からは平成28年2月医業類似行為に関する指導について消費者センターと担当部局や保健所との連携を図るよう依頼があり、これを受け県では消費者センターを所管する環境生活部くらし安全推進課と連携し、県民の方から寄せられた訴えや情報の共有に対応をしております。

また、県のホームページや広報媒体を通じて無資格者の施術に対する注意喚起や、平成28年4月から発行されている「厚生労働大臣免許保有証」についての周知を図っています。

引き続き、関係部署と連携し、健康被害の防止に努めてまいります。

2 柔整師などによる療養費の不正請求

最近悪質なものと、多額の請求にメスが入っている報道を眼にするようになったことに感謝しております。国も療養費検討専門委員会を設置したり、会計検査員から自体改善勧告が発せられたりと健保財政圧迫の大きな要因であることは明らかです。この事態に県として更なる取締りの強化は考えていないのかお聞かせください。

保険指導課(回答要旨)

- 1 柔道整復師の施術に係る療養費については、平成28年3月から国の柔道整復療養費検討専門委員会にて、中・長期的な視点に立った柔道整復療養費のあり方について議論されているところです。
- 2 具体的には、支給対象の明確化、不正の疑いがある請求に対する審査の重点化、施術管理者の要件強化などについて、今後更なる適正化に向けて専門委員会による議論が交わされています。
- 3 今後とも、国や他県の動向を注視しながら、療養費請求の適正化を図ってまいります。

3 施設利用券について

これは利用者も施術者もできれば全県制度になればと考えております。同じような制度に福祉タクシー券がありますが、埼玉県ではこの制度が全県で使えるそうです。埼玉県の事例を参考に、千葉県でも全県で使えるようできないのかお聞かせください。

障害福祉課 地域生活支援班(回答要旨)

福祉タクシー事業と同様に、地域の実情や利用の実態に応じて、各市町村が判断して実施するものと考えています。

4 リフレッシュマッサージについて

埼玉県では週に1回17時から19時まで県の施設においてマッサージが行なわれているようです。以前千葉でも盲学校の生徒がやっていたが勤務時間中という批判が出て止めるようになったそうですが、これは勤務時間外ですしメリットは様々在るので再度検討していただけないでしょうか。

総務ワークステーション (回答要旨) 千葉県職員互助会では、会員が医業類似行為を業とするものにマッサージの施術を受けた場合、利用に対する助成をしています。

今後ともこれまで同様の助成をすることとしており、県の施設での実施は、全会員が利用することや県施設に設置する場所を確保することが難しいことなどから考えておりません。

四. 街づくり・移動の保障について

1. 千葉県福祉のまちづくり条例について

千葉県福祉のまちづくり条例の目的を達成するため的一部として、私たちの要望事項の実現を図ってください。そのためには、県が直接実施している施策はもちろんのこと、鉄道事業、陸運事業等直接関与していない事業でも条例の定めるところにより、障害者が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めてください。従って「どこどこに伝える」「何々に期待する」という回答ではなく、「どこどこに伝えたが、何々という回答であったので、県としては条例の目的を達成するため、これこれのしかるべき対応をとる」と回答してください。

健康福祉指導課 (回答要旨) 千葉県福祉のまちづくり条例は、県、事業者、県民等の各主体の責務を定めており、互いに協力し、それぞれの役割を果たし、一体となって福祉のまちづくりに取り組むこととしています。

県では、本年1月に条例の整備基準を分かりやすく解説した「施設整備マニュアル」を改訂したところであり、本マニュアルの普及啓発を行いながら、今後も、自ら設置管理する施設のバリアフリー化を図るとともに、各施設の設置管理者等に対しては、整備基準に適合するよう届出等の際に指導を行っていきます。

2. 街づくり関係について

- (1) レストランなど利用頻度が高く、また施設の性質上トイレ利用の必要性の大きい不特定多数が利用する施設には、面積の広狭にかかわらず、出入り口のスロープ、車イストイレの設置を義務付け、履行を確認してください。必要に応じて条例、規則、要綱等を改正してください。

健康福祉指導課 (回答要旨)

千葉県福祉のまちづくり条例では、病院、集会場、学校等の不特定かつ多数の者が利用する建築物等については、面積規模にかかわらず、「出入口には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと」、「車椅子使用者用便房を設けること」等の整備基準に適合させるよう努めなければならないとしています。レストランなどの飲食店についても整備基準に適合させる努力義務があり、床面積の合計が500㎡以上の施設を新設等する場合は、工事着工前に届出をさせ、スロープや車椅子等の設置を指導しています。また、届出対象外のレストランなどの飲食店については、敷地の状況や建物の構造などの理由で必ずしも整備基準に適合させることができない場合もあることから、県では県民が互いに助け合い、協力して福祉のまちづくりを推進できるよう意識の醸成に引き続き努めてまいります。

- (2) 千葉都市モノレールの全駅に、バリアフリートイレを設置してください。

交通計画課 (回答要旨)

ご要望の内容については、千葉市にお伝えします。

- (3) バス利用に車いす利用者単独でも安心して利用できるよう、乗務員に介助方法を徹底してください。
またバス停留所は、電柱、ガードレール等をなくす、必要なスペースを確保するなど、車いすが乗降できるように改修してください。

交通計画課 (回答要旨)

ご要望の内容については、千葉県バス協会を通じて各バス事業者にお伝えします。

- (4) 千葉県下の鉄道ホームの可動式ホームドア及び内方線の直近の敷設予定などを教えてください。特に、パラリンピックの会場となる京葉線海浜幕張駅を中心にホームドアを早急に設置してください。
また、バー式ホーム柵の導入はやめてください。

交通計画課 (回答要旨)

内方線付き点状ブロックについて、今年度、JRの東船橋駅、南船橋駅、新八柱駅などで整備を予定していると聞いています。

ご要望の内容については、鉄道事業者等にお伝えしたいと考えています。

- (5) 鉄道の車両とホームの段差をなくしてください。スロープによる職員の介助に替わる機械的対策を講じてください。

交通計画課 (回答要旨)

ご要望の内容については、各鉄道事業者にお伝えしてまいります。

- (6) 車いすで到着する駅の駅員が一人勤務の場合は、近隣駅からの応援など車いす到着の対策を講じ、駅の対応を理由に乗車見合わせをしないでください。

障害福祉課 障害者権利擁護推進室 (回答要旨)

鉄道事業者における合理的配慮の具体的な対応については、障害者差別解消法の施行に先立ち平成27年1月1日に「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が示されたところです。

本県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」においても、公共交通機関の利用の拒否、若しくは制限、又は条件を課すことなどを障害者差別の一類型と位置付けていることから、具体的な事案が発生したときには合理的配慮を求めるなど、必要に応じて、広域専門指導員らによる働きかけや調整活動を行ってまいります。

- (7) JR 千葉駅の新駅舎建設について

前回の解答で、「千葉市に伝えた」とありますが、その結果を教えてください。

- ① 適合調査は行なわれているのか教えてください。
- ② 新駅舎について、設計の詳細を公表し、障害者の要望を反映してください。
- ③ 工事に伴う仮設設備、通路等について障害者の要望を反映してください。

交通計画課 (回答要旨)

前回、千葉市には、直接お話をされていると伺っておりますが、千葉市からは、以下の内容を聞いています。

- ・ JR東日本から平成23年1月に届出（増築）を受理し、内容について、書類審査を行い、基準に適合していることを確認しています。
- ・ また、平成28年11月20日の駅オープンにあたり、中間検査を実施し、オープン部分について、基準に適合していることを確認しています。

3. 障害者の社会参加を進めるため、廃止されたリフトバスを、民間委託など運営方法を工夫して復活してください。

障害福祉課 障害保健福祉推進班（回答要旨）

リフト付き福祉バスについては、車両の老朽化による安全運行の困難さなどから平成14年度限りで終了し、現在は関係団体に委託して、車いす仕様車の貸し出しを行っています。なお、リフト付きバスについては、市町村でも設置しているところがありますので、御活用ください。

4. 福祉タクシーを千葉県の事業として実施してください。福祉タクシー券を千葉県の事業として実施してください。視覚障害者などの障害者は、他の市町村でタクシーを利用する機会が多く有ります。県は、福祉タクシー事業については市町村が判断して実施されると回答されていますが埼玉県では共通タクシー券が発行されています。今一度、埼玉県への調査をしてください。千葉県下のどこの市町村でも利用できる共通福祉タクシー券を要望します。埼玉県では、共通タクシー券で実施運用されています。ご調査の上、千葉県は、何故、できないのか、回答ください。

障害福祉課 地域生活支援班（回答要旨）

福祉タクシー事業は、地域の実情や利用の実態に応じて、各市町村が判断して実施するものと考えています。

現在、49市町村が実施しており、そのうちおよそ30市町村において協定を結んだ事業者の営業範囲内の広域利用が可能とされており、その実施状況についてホームページに掲載することで、各市町村の動向を周知するよう努めております。

5. エスコートゾーンの設置について、要望箇所については 管轄の警察署へ要望書の提出及び現地調査もおこなっていただきました。ただ、その後の動きが見えない状態です。要望したことが1日も早く実現するためにどのような行動が必要かアドバイスをお願いいたします。また、道路管理者と検討して行くとの回答が有りますが検討結果を教えてください。

県警本部 交通規制課（回答要旨）

整備にあたっては、点字ブロック（視覚障がい者用ブロック）に係る整備等について、道路管理者と調整の上、視覚障がい者の利用頻度が高い施設周辺等の経路で、視覚障がい者等の利用が見込まれる横断歩道を優先的に検討することとしており、昨年いただいた要望箇所につきましても、引き続き道路管理者と共に検討してまいります。

6. アイシグナルの音響信号機付属機器の導入進捗状況を教えてください。

県警本部 交通規制課（回答要旨）

アイシグナルを設置した府県については、今までに3府県9か所と把握しております。

現在、当県ではアイシグナルや同等の機能を有する機器を採用しておりませんが、引き続き、全国的な整備状況等を踏まえながら検討してまいります。

7. JR稲毛駅東口のロータリーのバスロケーションシステムの運用について、視覚障害者、高齢者にとって問題点の多いシステムになっております。例えば、「こちらは2番線乗り場です」の音声案内はあるのですが、行き先案内はありません。バスがないのに「バスが発車します」など、運用の問題があります。稲毛駅のバスロケーションシステムについて現地調査を約束してくださいシステム上の問題では納得できません

交通計画課 (回答要旨)

平成25年度にご意見をいただいた際、担当職員による現地調査を行っています。

8. 千葉県下で運行されているバスに、シグナルエードを向けると行き先が音声で流れる機能を設置してもらうよう、バスメーカーに働きかけてください。

交通計画課 (回答要旨)

バス停におけるバス車外への行き先案内について、更に充実していただくよう、千葉県バス協会を通じて、各バス事業者にお伝えします。

五. 生活保護について

1. 生活保護を受けている障害者の中には、医療受給券を申請し、受け取りに行くのが困難な人がおり、そのような障害者の為に、年間を通じて使用可能な方策を千葉県として講じてください。

健康福祉指導課 (回答要旨)

生活保護は、国からの法定受託事務であり、医療の給付手続きについては、国の定めた「医療扶助運営要領」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)において、受診の際、医療機関に提出する医療券については月単位で発行し、有効期間は当月内とされており、年間を通じて有効な医療券の発行は困難です。

2. 生活保護の住宅扶助の削減についての見直しを国に要請してください。

健康福祉指導課 (回答要旨)

住宅扶助については、国が社会保障審議会生活保護基準部会報告書を踏まえ、最低限度の生活の維持に支障がないよう配慮しつつ、見直しを実施したものです。

3. 生活保護ケースワーカーの担当世帯数は、少なくとも標準数を上限とすることを各福祉事務所に指導強化してください。障害者、とりわけ精神障害者は様々な困難を抱えている人が多いので、ケースワーカーの対応を強化してください。

健康福祉指導課 (回答要旨) 生活保護ケースワーカーについては、毎年施行事務監査時に被保護世帯数を基に必要人数が満たされているかどうかを確認しており、不足している場合には指導を行っています。また、障害者等で困難な問題を抱えている場合には、ケース診断会議にかけ、組織全体で対応するよう指導しております。

4. 保護費の削減など行政からの通知や案内を視覚・聴覚などの情報障害者や知的障害者・精神障害者への説明・指導を徹底してください。

健康福祉指導課（回答要旨）生活保護ケースワーカーについては、毎年施行事務監査時に被保護世帯数を基に必要人数が満たされているかどうかを確認しており、不足している場合には指導を行っています。また、障害者等で困難な問題を抱えている場合には、ケース診断会議にかけ、組織全体で対応するよう指導しております。

5. 生活保護受給者の就労指導の強化をし、積極的に仕事探しをおこなってください。

健康福祉指導課（回答要旨）生活保護受給者の就労指導については、生活保護法が改正され、昨年4月より各福祉事務所において、被保護者就労支援事業が実施されております。

この事業は、被保護者の自立の促進を目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うものです。また、就労支援を円滑に実施できるよう、ハローワーク等の関係機関と連携体制を構築することとしております。

六. 施設・生活に関する要求

1. 地域活動支援センターの低額な運営費の改善に向けて、国に地域生活支援事業の補助の大幅な増額を求めてください。同時に千葉県独自の補助金創設または増額をはかり、市町村間格差の解消をはかってください。

- ① 地域間での福祉サービス格差が是正されるような手立てをとってください。
- ② 発達障がい、重度知的障害の利用者支援についての加算助成をしてください。
- ③ 来所日数のみを補助金額決定の指針にすることなく、障害に対する配慮をしてください。
- ④ 事業所への通所にかかる交通費、事業所の家賃補助をして下さい。
- ⑤ 地域交流事業の補助は、地域格差をなくし、交通不便な地域への加算をしてください。

障害福祉課 地域生活支援班（回答要旨）

① 地域活動支援センターの運営に係る経費については、地方交付税及び市町村地域生活支援事業による財源措置がなされていますが、それに加えて、県では地域活動支援センター及び小規模作業所の機能強化を図るため、「地域活動支援センター等支援事業」により、重度障害者等への支援、一般就労支援、家賃及び送迎に係る経費の一部の補助を実施しているところです。

② 現在、「地域活動支援センター等支援事業」により、発達障害及び重度障害のある人等への支援に係る経費の一部として、対象者1人につき月額10,000円を上限（県負担1/2、市町村負担1/2）とした補助を実施しているところです。

③ 現在、地域活動支援センター等の機能強化を図るため、「地域活動支援センター等支援事業」を実施しているところですが、日常的に要する経費の補助に当たる「重度加算補助金」、「家賃補助」及び「送迎補助」については、補助基準額を月額としています。

④ 利用者が通所の際に要する交通費については、「地域活動支援センター等支援事業」により、事業者が利用者送迎に要する費用の一部を補助しています。

また、事業所家賃への補助は、すでに「地域活動支援センター等支援事業」において行っているところです。

⑤ 市町村地域生活支援事業として、障害者等、その家族及び地域住民等による自発的な取組みを支援する「自発的活動支援事業」の実施状況を市町村に情報提供することにより、各市町村における実施を促してまいります。

2. 小規模作業所が閉所等へ追い込まれることのないよう、千葉県独自の補助金制度や支援を継続してください。

障害福祉課 地域生活支援班 (回答要旨)

千葉県では、地域活動支援センター等に対する県独自の補助金制度として、重度加算補助金、就労支援加算補助金、家賃補助金を設けており、当補助制度については、来年度も継続する予定です。

3. 就労継続支援B型事業所に対する工賃向上計画は、工賃向上という「結果」を追うあまり、主体である利用者の実態を無視しています。「働きがい」「ディーセントワーク」「仲間との交流」「協同」ということをキーワードに働くことを考えてください。

障害福祉課 施設指導班 (回答要旨)

工賃向上計画は、就労継続支援事業所の工賃向上により、障害のある人の社会参加と自立した生活を促進する目的で策定するものであり、その目的達成のための県の支援施策等を含んでいます。

また、条例においても、「就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。」とされています。

なお、工賃向上計画において、事業者が利用者の個別支援計画を作成する際には、アセスメント（面接、評価）を適切に実施して作成するとともに、作成後も、定期的にモニタリング（検証）を行い、利用者の希望や適性を確認し、配慮することとし、その中で「働きがい」等についても利用者の希望等として勘案されるものと考えます。

4. グループホームの低額な運営費の改善に向けて、国にグループホームの単価を引き上げるよう求めてください。同時に千葉県独自の補助金創設または増額をはかってください。

障害福祉課 施設指導班 (回答要旨)

県では、入居者の処遇向上及びグループホームの経営の安定化を図るため、事業者に対し、障害者グループホームの運営に要する経費について補助する事業を実施しているところです。（障害者グループホーム運営費等補助事業）

このため、これまでも生活支援員の確保や夜間支援体制の確保のため、更なる報酬の拡充を図るよう国に対して要望しています。

運営費の補助金のほか、県では利用者の生活を支援するため、家賃補助の事業を実施しています。（障害者グループホーム等入居者家賃補助事業）

運営費や家賃補助の事業は、市町村との協調補助金となっており、利用者の援護実施機関である市町村が申請の窓口になっています。

さらに、グループホームの事業者が、賃貸により共同生活住居を新たに設置する際の経費のうち、敷金・礼金について、定員1人あたり100千円を限度として、事業者に対し補助を実施しています。

これらの補助金は、県独自の事業であり、来年度も継続して実施できるよう努めていきます。

5. 通所交通費助成制度の市町村格差があるので、県が補助するなどの対策を講じ、障害者の通所を支援してください。

障害福祉課 地域生活支援班 (回答要旨)

日中活動系サービスへの通所については、送迎を行う事業所に対する送迎加算として個別給付化されているところであり、交通費助成については、地域の実情や利用の実態に応じて、各市町村が判断して実施するものと考えています。

6. 生活ホームの制度を存続し、運営費の改善を行ってください。

障害福祉課 施設指導班 (回答要旨)

生活ホームについては、全国的に制度の廃止が進められている中、千葉県では、引き続き制度維持に努めております。

7. 袖ヶ浦福祉センターについて

- ①入所定員の縮小をやめ、障害者(児)福祉を維持・向上してください。
- ②日常的に健康・身体状況を把握できるよう、診療室および医療ケア体制を充実してください。
- ③現利用者が「譲渡先」への移行を希望しない場合は、事業団施設での入所を継続してください。
- ④職員の雇用を守るとともに、賃金・労等条件を改善し人員の確保をはかってください。

障害福祉課 県立施設改革班 (回答要旨)

- ① 袖ヶ浦福祉センターにおける定員の縮小は、少人数ケアにより利用者の特性に応じたきめ細かな支援を実現し、また組織・人材ガバナンスが十分機能するよう、施設規模の適正化をはかっております。移行にあたっては、利用者の移行の受け皿となる県内の民間法人と協力し、施設やグループホーム等の必要な環境整備を行っています。
- ② 診療室では、センター利用者等への医療サービスの提供を行っているところですが、重症の方や怪我などについては、外部受診を活用しているところであるため、地域の医療機関の受入体制を整えつつ、利用者を順次移行させながら、そのあり方について検討を進めていきます。
- ③ 利用者の移行は、本人・保護者の同意を得ることが前提であり、本人・保護者の意向を考慮せずに移行を強いるようなことはしません。なお、利用者の移行にあたっては、保護者に対して他の民間施設の見学等を実施するなどの情報の提供や丁寧な説明により、移行に向けた理解を得られるよう努めております。
- ④ 袖ヶ浦福祉センターについては、高齢や重度の方が多く利用されているため、法令上の基準以上の職員を配置しており、その分を見込んだ指定管理料を算定し、利用者の支援に当たっているところです。

8. 「相談支援の充実」の進め方を周知徹底すると同時に、相談に応じられる相談支援事業所の整備・充実の具体的な対策を講じてください。相談支援専門員の質・量ともに充実を早急に図ってください。相談支援従事者研修を増やし、有資格者の養成を図ってください。

障害福祉課 地域生活支援班 (回答要旨)

相談支援専門員の養成については、平成24年の国による相談支援制度の見直し以降、相談支援従事者初

任者研修における受講者数の増大及び専門コース別研修による現任者のスキルアップに努めており、平成27年度においては、相談支援従事者初任者研修は516名、専門コース別研修は全6コース延べ298名が受講・修了したところです。今後も、引き続き相談支援専門員の養成と質の確保に努めてまいります。

9. 国政・地方選挙においてすべての投票所にテーブルと椅子を設置して、すわって投票用紙に記載できるようにしてください。

選挙管理委員会事務局（回答要旨）投票所の設備については市区町村選挙管理委員会が行うこととなっておりますが、千葉県選挙管理委員会としては選挙の都度、車イス用の投票記載台等を設置することなど、高齢者や障がい者の投票の便宜を図るよう市区町村選挙管理委員会に通知するとともに、市区町村の担当者を集めた会議等において依頼しているところです。

今後も引き続き、高齢者や障がい者の投票の便宜を図るよう市区町村選挙管理委員会に対し働き掛けてまいります。

10. 車いす更新時、同型の場合は手続きを簡素化し、また審査経費（医師の意見書等）を無料にしてください。

障害福祉課 障害保健福祉推進班（回答要旨）

補装具制度における車いすの再支給については、前回判定時と基本構造が同様の車いすであり、かつ、判定書の交付を受けていて状態変化がない場合は、判定不要としております。また、付属品を含めて全て同様の車椅子であれば、意見書も求めています。

七. 障害者の職域拡大について

1. 視覚障害者を対象とした県職員特別採用を毎年実施してください。その際、点字以外にも、弱視のための拡大文字の試験も行ってください。視覚障害者のハンディを補う意味から、試験時間を延長する措置を講じてください。中途視覚障害者も増えているところから、採用年齢を引き上げてください。また一般採用試験と同様に受験申請時点で県外に在住・在学している場合でも受験を認めてください。

総務課（回答要旨）

- 1 視覚障害者を対象とした別枠による選考試験については、視覚障害者に適した職域・職場がある場合に実施することとしており、これまで、平成2年度、3年度、6年度、8年度、10年度、11年度、13年度及び17年度に実施し、図書編集職、あん摩マッサージ指圧師職及び一般事務職の計9名を採用した。今年度については、昨年度に引き続き、一般事務職において選考試験を実施し、3名の受験者があったところである。今後とも視覚障害者の方の職域・職場の開拓について努力してまいります。
- 2 拡大文字による試験については、図書編集職以外の、点字に関する能力を必要としない職種の選考の際に実施している。また、試験時間については、点字試験の場合は延長しているところであるが、拡大文字の場合についても、今後検討してまいります。
- 3 受験年齢の上限については、より多くの方に就業の機会を提供するため、平成20年度実施の試験から30歳から35歳へ引き上げたところである。
- 4 障害者を対象とした選考試験において、受験資格の一つとして、県内に居住していることを要件とし

ているが、これは、県内在住の障害者の雇用促進を図るという見地から設定されているものであり、県内居住という要件を廃止することは考えていない。

2. 視覚障害者のための職業訓練機関の開発を推進してください。千葉盲学校は基本的には、あんま、鍼灸が職業として、定着しています。最近では学校を卒業しても、就職に結びつかない生徒が多数おります。就職につなげるための職業訓練校を千葉県として設置してください。

産業人材課・特別支援教育課 (回答要旨) 障害者の就労を支援するため、障害者高等技術専門校では、身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象とした職業訓練を実施しており、身体障害者向けには、PCビジネスコースなどの3コースを設けています。

さらに、身近な地域で職業訓練が受講できるよう、民間企業等を活用した委託訓練において、コンピューター技能の習得や、事業所現場での作業実務など、障害種別に応じた訓練も実施しています。

3. 就労継続支援A型施設の定員を10名から5名に緩和するよう、国に要望を上げてください。

障害福祉課 施設指導班 (回答要旨)

就労継続支援A型事業所には、従業員として管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員を配置することが必要であり、事業を安定、継続して適正に運営するために利用定員を10名以上とすることは合理性があると考えます。

4. 在宅障害者の職域を広げてください。

産業人材課 (回答要旨) 障害者の在宅就業を促進するため、障害者高等技術専門校では、通所が困難な障害者を対象に、インターネットを活用した職業訓練を民間企業等に委託しています。

また、千葉障害者就業支援キャリアセンターや障害者就業・生活支援センターでは、在宅就業を希望する障害者への就労支援を行っています。

八. 障害児教育について

1. 特別支援学校及び特別支援学級の担任配置において、講師の比率が高く、教育の継続性や学校に対する信頼にも影響を与えています。本県の特別支援学校及び特別支援学級それぞれの担任数及びそこに占める講師(欠員補充)の数をお知らせください。また、配置された講師が翌年も同一校で勤務できるような方策はないでしょうか。

教職員課 (回答要旨) 平成28年度5月1日現在で、公立特別支援学校の配置教諭数3,187名のうち、欠員補充講師数は188名、特別支援学級の担任数2,150名のうち、欠員補充講師数は185名となります。臨時的任用講師は、年度内で任期を限った任用であり、年度が変われば、各学校の教員配置等も変わるものと考えています。

2. 特別支援学級担任の専門性を確保するため、新採用教員の採用枠を確保してください。具体的には、特別支援学級の教員を特別枠で選考し、採用してください。特別支援教育において、継続した指導が

可能になるよう、免許を持ち、意欲のある人を採用してください。

教職員課（回答要旨）これからの特別支援教育においては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築が求められています。すべての教員がその専門性を身につけ、学校全体で特別支援教育の推進に取り組むことが重要であることは認識しております。

今年度の採用選考では、従来の「特別支援学校」枠から「特別支援教育」枠へと変更しました。この枠で採用したものは、採用時は特別支援学校に配置し、その後、小学校・中学校・高等学校に異動することもある旨を明記しました。このことにより、千葉県全体の特別支援教育の推進を図ることができると考えております。

3. すべての学校に軽度の発達障害児が通う通級指導教室を設置し、専門の教員を配置してください。また、特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級担任とは別に配置してください。

教職員課（回答要旨）

通級指導教室の設置については、市町村教育委員会が行うこととなっております。教職員の配置は、国から措置された定数を活用することが基本であることから、特別支援教育コーディネーターの配置、通級指導担当教員等の増員など特別支援教育充実のための定数措置等については、市町村教育委員会からの要望をもとに、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に要望しているところです。

4. 特別支援学校の過密化を解消し、児童生徒の多様化に応じた教育環境を保障してください。これまで県が行ってきた高等学校の余裕教室等を利用した分校・分教室および新設校の設置は、本校の抜本的な過密化対策になっていません。対応がされても更なる過密化が進行している学校や肢体不自由校等への対策を至急お願いします。

教育庁 県立学校改革推進課（回答要旨）

県教育委員会では、「県立特別支援学校整備計画」に基づき、特別支援学校の整備を進めております。

これまでに新設校7校、分校2校、増築1校の対応を行い、さらに、来年度、栄特別支援学校を新設し、過密状況への対応を図っているところです。

県教育委員会としては、引き続き、対応を要する地域があると考えており、今後も、在籍する児童生徒数の的確な推計に努め、地域や各学校の状況を見ながら、過密状況への対応について、計画的に取り組んでまいります。

5. 県内の特別支援学校の過密化解消とともに、「学校設置基準」を作るよう、県として強く国に働きかけてください。

特別支援教育課（回答要旨）特別支援学校の設置基準について国は、国会における答弁の中で「対象となる障害種に応じた多様な施設整備が必要になるということから、各学校の状況に応じて逆に柔軟な対応が可能になるように、設置にあたっての基準を設けない」との方針を示しております。

このため、県教育委員会としましては、特別支援学校における施設設備の基準を設けることは難しいことから、障害のある児童生徒の状況や学校の実情を考慮し、適切に対応してきたところです。

今後とも、国等の動向を注視しつつ、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した特別支援学校の教育環境の整備に努めてまいります。

6. 特別支援学校の初任者等に対して、初任者研修、フォローアップ研修等の負担を減らし、通常の授業に支障が出ないようにしてください。また高等部に配属された初任者にも後補充者をつけてください。

教職員課（回答要旨）初任者研修の重要性を踏まえ、学校においては、子どもたちの下校後に初任者研修を開催するなどの工夫をしながら、初任者が子どもたちと向き合える時間の確保に努めているところです。なお、実施に当たっては、学校全体で共同的な指導体制を整えるようにしています。

7. 作業学習の充実を図るために、それぞれの分野の専門的な知識や技能を持った職員の配置をしてください。また安全教育の徹底をはかってください。

教職員課（回答要旨）職員の配置については、公立学校職員人事異動方針及び公立特別支援学校人事異動実施細目にもとづき、特色ある学校づくりを推進し、教育活動の一層の充実・強化を図るため、職員の適正配置を重点とした人事異動を行います。

安全教育の徹底については、「公立特別支援学校における児童生徒のけが等の事故への対応について(通知)」を配付するとともに、校長会議や教頭会議等において安全に配慮した指導の徹底を図るように指導を行ってきたところです。今後も引き続き、安全教育の徹底に取り組んでいきます。

8. 児童生徒の状態が多様化している中、スクールバス運行中の発作やパニック等への対応で、介助員の皆さんは身体的にも肉体的にも緊張を強いられる勤務をされています。スクールバスの乗務を複数でできるように、介助員さんの増員をはかってください。

教職員課（回答要旨）介助員については、配当方針に基づき、児童生徒の障害の状況等、学校の実情に応じて配当しております。スクールバスの運行に際しては、乗車する児童生徒の体調等の状況により、必要に応じて介助員の他、教員等が乗車し対応しているところです。

9. 再任用者を定数から外し、それぞれのキャリアに応じた多様な勤務ができるようにしてください。

教職員課（回答要旨）再任用教職員は、選考により正規に採用された一般職の地方公務員であることから、制度導入時より、定数内として取り扱っているところです。厳しい財政状況から再任用教職員を定数外とすることは考えていません。

10. 高等学校における特別支援教育を進めるための教育条件整備を進めてください。

特別支援教育課（回答要旨）高等学校の学習指導においては、きめ細かな指導を行うために、習熟度別授業や少人数指導を推進しているところです。

また、特別支援教育にかかる高等学校職員の資質・専門性の向上を図るため、「特別支援教育コーディネーター新任研修会」を実施するとともに、「特別支援教育コーディネーター連絡会」を実施し、特別支援教育にかかる各校の実践について情報交換及び協議を行っています。

あわせて、国の研究指定を受け、自立・社会に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業である「キャリア教育就労支援等の充実事業」、「個々の能力・才能を伸ばすモデル事業」に取り組んでおり、

これらをとおして、教職員に対する特別支援教育への理解の促進や、きめ細かな学習指導、個別の教育的ニーズに応じた取組の普及を進めています。

1. 産休・育休・療休・休職中の教員に対して補充がされない、また代替講師の着任が大幅に遅れるという事例があり、対応が各学校任せになっています。また妊娠負担軽減の講師の配置も遅れ、これは母性保護の点からも問題です。県教委が責任をもって講師を配置するようにしてください。

教職員課（回答要旨）講師については、講師登録者の中から代替の講師の速やかな配置に努めているところですが、必要とする講師の条件等により配置までに一定の期間を要する場合があります。県教育委員会としては、速やかな配置ができるよう、今後とも、広報活動や登録手続きの効率化等により、登録者の確保を一層進めてまいります。

1. 2. 教職員の長時間過密労働に対して、文書事務の軽減等、抜本的な改善を図ってください。特に校内の会計文書の簡略化を図ってください。

財務施設課・教職員課（回答要旨）

1. 県教育委員会が、県立学校に対して実施する各種報告・調査については、年度当初に実施を予定しているものについて、一覧表を学校に配布するなど、計画的に事務処理を行えるよう工夫改善を図ってきたところです。平成28年度向けでは、1件の調査を廃止し、3件の調査について見直しを行いました。
2. 県立学校における会計処理については、千葉県財務規則及び千葉県立学校私費会計取扱要綱に基づき処理を行っており、適正かつ効率的な執行及び管理を図っているところです。

九. 放課後活動の保障について

1. 放課後等デイサービスにおける職員の配置基準は入所者10人に対して職員2.5人となっていますが現実にはこの配置基準では運営が非常に困難であることは様々なところから指摘されているところです。見解を示してください。

障害福祉課 療育支援班（回答要旨）

放課後等デイサービスの指導員又は保育士は、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第86号）」第73条において、

- ・ 障害児の数が十までのものの場合、二以上、
- ・ 障害児の数が十を超えるものの場合、二に障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

配置するよう規定されています。

なお、放課後等デイサービス事業所のサービスの質の低下傾向が指摘されている現状もあり、現段階では当該人員配置基準を緩和することは考えておりません。

2. 放課後等デイサービスの定員規模（10人以下と10人以上）により、報酬単価の大きな格差を是正して欲しいと願っていますが、この格差についての見解を示してください。

障害福祉課 療育支援班（回答要旨）

障害福祉サービスの報酬単価は、国において、小規模なサービス提供事業者に配慮しつつ、事業規模の大小による運営効率の違いや経営実態を踏まえて、定員規模に応じた設定をしていると聞いています。

なお、定員規模の増大に伴う報酬単価については、放課後等デイサービスに限らず他の障害福祉サービスにも同様の傾向があるので、現在、国に報酬単価設計の背景について確認しているところです。県としては、サービス提供事業者の経営安定化を図るため、事業所の実態等をより一層反映した改定が行われるよう、現在、国に要望しています。

3. 放課後デイサービスを利用者できる日数が市町村によって違います。地域格差の実態を調査し、どこに住んでも必要な日数を利用できるようにしてください。

障害福祉課 療育支援班（回答要旨）

放課後等デイサービスを含む障害児通所支援のサービス支給量（利用日数）については、利用者が市町村へ申請時に提出する障害児支援利用計画等を基に、障害児の置かれている環境等を総合的に勘案し、適切な1か月当たりの支給量（利用必要日数）を定めるものとされています。